

# 総務委員会議案説明資料

令和4年12月21日

件名		頁
1	第134号議案 足立区長等の給料の特例に関する条例・・・・・・・・・・	2
2	第135号議案 足立区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する 条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・	4
3	第136号議案 足立区長等の給料等に関する条例の一部を改正する 条例・・・・・・・・・・	9

(総務部)

# 第 1 3 4 号 議 案 説 明 資 料

令和 4 年 1 2 月 2 1 日

件 名	足立区長等の給料の特例に関する条例
所管部課名	総務部 総務課
内 容	<p><b>1 概要</b></p> <p>「花畑川環境整備その1工事」及び「北綾瀬駅前交通広場整備事業」について、区は経費を当初の予定よりも大幅に増額させ、行政に対する区民の信頼を大きく失墜させた。このことを深く反省し、区長、副区長、教育長がその責任と区民への陳謝の意を表するとともに、自ら厳しい姿勢を示すため、特別職の給与を減額する。</p> <p>(1) 花畑川環境整備その1工事について</p> <p>令和3年3月に契約した本工事において、区は、河川の整備、工事等に関する専門性の欠如から、既存のボーリング調査の結果を適切に認識できず、河床の泥土堆積に関する調査を行っていなかった。実際に工事を進めたところ、泥土の処理や仮締切に関する工法変更が必要となり、その結果、工事費を約6億円増額させることとなった。</p> <p>(2) 北綾瀬駅前交通広場整備事業について</p> <p>本事業におけるペDESTリアンデッキ整備費単価の精度が甘かったことから、令和4年度当初予算に過少計上し、結果として予算額を約3億円増額させることとなった。</p> <p><b>2 内容</b></p> <p>区長、第一・第二副区長、教育長の給料月額を次のとおり減額する。</p> <p>区長・・・・・・・・・・令和5年1月分、2月分 20%</p> <p>第一・第二副区長・・・・令和5年1月分、2月分 10%</p> <p>教育長・・・・・・・・・・令和5年1月分 10%</p> <p>※ 教育長は、花畑川環境整備その1工事の当時の担当部長だったことから減額を行う。</p> <p><b>3 条例案</b></p> <p>別紙のとおり</p> <p><b>4 施行年月日</b></p> <p>この条例は、令和5年1月1日から施行し、令和5年2月28日限り、その効力を失う。ただし、第1条第3号の規定は、令和5年1月31日限り、その効力を失う。</p>
今後の方針	今回の件を教訓とし、今後同様の事態が発生しないよう適正な事務執行に努める。

足立区長等の給料の特例に関する条例（案）

（区長等の給料月額）

第1条 足立区長等の給料等に関する条例（昭和31年足立区条例第13号）第2条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる者の給料の月額は、同条例別表第1に掲げるこれらの者の給料月額から当該各号に定める割合に相当する額を減じて得た額とする。ただし、同条例第4条及び足立区長等の退職手当に関する条例（昭和34年足立区条例第4号）第3条の規定の適用については、この限りでない。

（1） 区長 100分の20

（2） 副区長 100分の10

（3） 教育委員会教育長 100分の10

（端数計算）

第2条 前条により得た給料月額に千円未満の端数金額があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、令和5年1月1日から施行する。

（失効）

2 この条例は、令和5年2月28日限り、その効力を失う。ただし、第1条第3号の規定は、令和5年1月31日限り、その効力を失う。

（足立区長等の給料及び退職手当の特例に関する条例の廃止）

3 足立区長等の給料及び退職手当の特例に関する条例（令和3年足立区条例第21号）は、廃止する。

（提案理由）

区長、副区長及び教育長の給料月額を減額する必要があるので、この条例案を提出いたします。

# 第 1 3 5 号 議 案 説 明 資 料

令和 4 年 1 2 月 2 1 日

件 名	足立区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する 条例																				
所管部課名	総務部 総務課																				
内 容	<p>令和 4 年 1 2 月 1 4 日に開催された足立区特別職議員報酬等審議会の答申に基づき、足立区議会議員の期末手当を改定する。</p> <p><b>1 期末手当の改定</b></p> <p>ア 令和 4 年度 支給月数の引き上げ 3. 6 月 → 3. 7 月 (+ 0. 1 月) 3 月に支給する期末手当 0. 2 5 月 → 0. 3 5 月</p> <p>イ 令和 5 年度以降 支給月数は変わらず、支給配分の変更 3 月に支給する期末手当 0. 3 5 月 → 廃止 6 月に支給する期末手当 1. 6 5 0 月 → 1. 8 5 月 1 2 月に支給する期末手当 1. 7 0 0 月 → 1. 8 5 月</p> <p>&lt; 参考 &gt;</p> <table border="1" data-bbox="422 1214 1418 1469"> <thead> <tr> <th></th> <th>6 月</th> <th>1 2 月</th> <th>3 月</th> <th>年間計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>現行</td> <td>1. 6 5 月</td> <td>1. 7 月</td> <td>0. 2 5 月</td> <td>3. 6 月</td> </tr> <tr> <td>令和 4 年度</td> <td>1. 6 5 月</td> <td>1. 7 月</td> <td>0. 3 5 月</td> <td>3. 7 月</td> </tr> <tr> <td>令和 5 年度 以降</td> <td>1. 8 5 月</td> <td>1. 8 5 月</td> <td>—</td> <td>3. 7 月</td> </tr> </tbody> </table> <p><b>2 施行年月日</b> (1) 令和 4 年度に支給する期末手当の改定…公布の日 (2) 令和 5 年度以降に支給する期末手当の改定…令和 5 年 4 月 1 日</p> <p><b>3 新旧対照表</b> 別紙のとおり</p>		6 月	1 2 月	3 月	年間計	現行	1. 6 5 月	1. 7 月	0. 2 5 月	3. 6 月	令和 4 年度	1. 6 5 月	1. 7 月	0. 3 5 月	3. 7 月	令和 5 年度 以降	1. 8 5 月	1. 8 5 月	—	3. 7 月
	6 月	1 2 月	3 月	年間計																	
現行	1. 6 5 月	1. 7 月	0. 2 5 月	3. 6 月																	
令和 4 年度	1. 6 5 月	1. 7 月	0. 3 5 月	3. 7 月																	
令和 5 年度 以降	1. 8 5 月	1. 8 5 月	—	3. 7 月																	
今後の方針																					

## 足立区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照表（第1条による改正）（案）

改正前	改正後																						
<p>○足立区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例 昭和31年10月9日条例第12号</p> <p>改正 (略)</p> <p>足立区議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例を公布する。 足立区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例</p> <p>第1条～第7条【略】</p> <p>(期末手当)</p> <p>第8条 議長、副議長、委員長、副委員長及び議員で、3月1日、6月1日及び12月1日（以下本条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する者に対し、期末手当を支給する。基準日前1月以内に離職又は死亡した者についてもまた同様とする。</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれ基準日（前項後段に規定する場合にあっては、離職又は死亡の日）現在におけるその者の議員報酬月額と当該議員報酬月額に100分の45を乗じて得た額との合計額に、3月に支給する場合においては100分の25、6月に支給する場合においては100分の165、12月に支給する場合においては100分の170を乗じて得た額に、基準日以前3月以内（基準日が12月1日であるときは、6月以内）の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <table border="1" data-bbox="174 1206 1066 1436"> <thead> <tr> <th colspan="2">在職期間</th> <th rowspan="2">割合</th> </tr> <tr> <th>基準日が3月1日又は6月1日である場合</th> <th>基準日が12月1日である場合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3月</td> <td>6月</td> <td>100分の100</td> </tr> <tr> <td>1月15日以上3月未満</td> <td>3月以上6月未満</td> <td>100分の60</td> </tr> </tbody> </table>	在職期間		割合	基準日が3月1日又は6月1日である場合	基準日が12月1日である場合	3月	6月	100分の100	1月15日以上3月未満	3月以上6月未満	100分の60	<p>○足立区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例 昭和31年10月9日条例第12号</p> <p>改正 (略)</p> <p>足立区議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例を公布する。 足立区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例</p> <p>第1条～第7条【略】</p> <p>(期末手当)</p> <p>第8条 議長、副議長、委員長、副委員長及び議員で、3月1日、6月1日及び12月1日（以下本条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する者に対し、期末手当を支給する。基準日前1月以内に離職又は死亡した者についてもまた同様とする。</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれ基準日（前項後段に規定する場合にあっては、離職又は死亡の日）現在におけるその者の議員報酬月額と当該議員報酬月額に100分の45を乗じて得た額との合計額に、3月に支給する場合においては100分の35、6月に支給する場合においては100分の165、12月に支給する場合においては100分の170を乗じて得た額に、基準日以前3月以内（基準日が12月1日であるときは、6月以内）の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <table border="1" data-bbox="1178 1206 2069 1436"> <thead> <tr> <th colspan="2">在職期間</th> <th rowspan="2">割合</th> </tr> <tr> <th>基準日が3月1日又は6月1日である場合</th> <th>基準日が12月1日である場合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3月</td> <td>6月</td> <td>100分の100</td> </tr> <tr> <td>1月15日以上3月未満</td> <td>3月以上6月未満</td> <td>100分の60</td> </tr> </tbody> </table>	在職期間		割合	基準日が3月1日又は6月1日である場合	基準日が12月1日である場合	3月	6月	100分の100	1月15日以上3月未満	3月以上6月未満	100分の60
在職期間		割合																					
基準日が3月1日又は6月1日である場合	基準日が12月1日である場合																						
3月	6月	100分の100																					
1月15日以上3月未満	3月以上6月未満	100分の60																					
在職期間		割合																					
基準日が3月1日又は6月1日である場合	基準日が12月1日である場合																						
3月	6月	100分の100																					
1月15日以上3月未満	3月以上6月未満	100分の60																					

改正前			改正後		
1月15日未満	3月未満	100分の30	1月15日未満	3月未満	100分の30
3～4【略】 附則 【略】 別表【略】			3～4【略】 附則 【略】 別表【略】		

## 足立区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照表（第2条による改正）（案）

改正前	改正後																			
<p>○足立区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例 昭和31年10月9日条例第12号</p> <p>改正 (略)</p> <p>足立区議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例を公布する。 足立区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例</p> <p>第1条～第7条【略】</p> <p>(期末手当)</p> <p>第8条 議長、副議長、委員長、副委員長及び議員で、<u>3月1日</u>、6月1日及び12月1日（以下本条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する者に対し、期末手当を支給する。基準日前1月以内に離職又は死亡した者についてもまた同様とする。</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれ基準日（前項後段に規定する場合にあっては、離職又は死亡の日）現在におけるその者の議員報酬月額と当該議員報酬月額に100分の45を乗じて得た額との合計額に、<u>3月に支給する場合においては100分の35、6月に支給する場合においては100分の165、12月に支給する場合においては100分の170</u>を乗じて得た額に、<u>基準日以前3月以内（基準日が12月1日であるときは、6月以内）</u>の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <table border="1" data-bbox="174 1206 1066 1436"> <thead> <tr> <th colspan="2">在職期間</th> <th rowspan="2">割合</th> </tr> <tr> <th>基準日が3月1日又は6月1日である場合</th> <th>基準日が12月1日である場合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3月</td> <td>6月</td> <td>100分の100</td> </tr> <tr> <td>1月15日以上3月未満</td> <td>3月以上6月未満</td> <td>100分の60</td> </tr> </tbody> </table>	在職期間		割合	基準日が3月1日又は6月1日である場合	基準日が12月1日である場合	3月	6月	100分の100	1月15日以上3月未満	3月以上6月未満	100分の60	<p>○足立区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例 昭和31年10月9日条例第12号</p> <p>改正 (略)</p> <p>足立区議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例を公布する。 足立区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例</p> <p>第1条～第7条【略】</p> <p>(期末手当)</p> <p>第8条 議長、副議長、委員長、副委員長及び議員で_____、6月1日及び12月1日（以下本条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する者に対し、期末手当を支給する。基準日前1月以内に離職又は死亡した者についてもまた同様とする。</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれ基準日（前項後段に規定する場合にあっては、離職又は死亡の日）現在におけるその者の議員報酬月額と当該議員報酬月額に100分の45を乗じて得た額との合計額に、<u>100分の185</u>を乗じて得た額に、<u>基準日以前6月以内の期間</u>におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <table border="1" data-bbox="1169 1206 1747 1436"> <thead> <tr> <th>在職期間</th> <th>割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6月</td> <td>100分の100</td> </tr> <tr> <td>3月以上6月未満</td> <td>100分の60</td> </tr> <tr> <td>3月未満</td> <td>100分の30</td> </tr> </tbody> </table>	在職期間	割合	6月	100分の100	3月以上6月未満	100分の60	3月未満	100分の30
在職期間		割合																		
基準日が3月1日又は6月1日である場合	基準日が12月1日である場合																			
3月	6月	100分の100																		
1月15日以上3月未満	3月以上6月未満	100分の60																		
在職期間	割合																			
6月	100分の100																			
3月以上6月未満	100分の60																			
3月未満	100分の30																			

改正前			改正後
1月15日未満	3月未満	100分の30	3～4【略】 附 則 【略】 付 則（令和4年12月●日条例第●号） <u>この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は令和5年4月1日から施行する。</u>
3～4【略】 附 則 【略】			
別表【略】			別表【略】



# 第 1 3 6 号 議 案 説 明 資 料

令和 4 年 1 2 月 2 1 日

件 名	<b>足立区長等の給料等に関する条例の一部を改正する条例</b>																		
所管部課名	総務部 総務課																		
内 容	<p>令和 4 年 1 2 月 1 4 日に開催された足立区特別職議員報酬等審議会の答申に基づき、足立区長等の期末手当を改定する。</p> <p><b>1 期末手当の改定</b>  <u>支給月数は変わらず、支給配分の変更</u>          令和 5 年度から 3 月期末手当を廃止し、6 月・1 2 月期が均等になるよう配分</p> <p>3 月に支給する期末手当    0. 2 5 月 → 廃止          6 月に支給する期末手当    1. 3 7 月 → 1. 4 9 5 月          1 2 月に支給する期末手当   1. 3 7 月 → 1. 4 9 5 月</p> <p>&lt;参考&gt;</p> <table border="1" data-bbox="359 987 1469 1182"> <thead> <tr> <th></th> <th>6 月</th> <th>1 2 月</th> <th>3 月</th> <th>年間計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>現行</td> <td>1. 3 7 月</td> <td>1. 3 7 月</td> <td>0. 2 5 月</td> <td>2. 9 9 月</td> </tr> <tr> <td>令和 5 年度以降</td> <td>1. 4 9 5 月</td> <td>1. 4 9 5 月</td> <td>—</td> <td>2. 9 9 月</td> </tr> </tbody> </table> <p><b>2 施行年月日</b> 令和 5 年 4 月 1 日</p> <p><b>3 新旧対照表</b> 別紙のとおり</p>					6 月	1 2 月	3 月	年間計	現行	1. 3 7 月	1. 3 7 月	0. 2 5 月	2. 9 9 月	令和 5 年度以降	1. 4 9 5 月	1. 4 9 5 月	—	2. 9 9 月
	6 月	1 2 月	3 月	年間計															
現行	1. 3 7 月	1. 3 7 月	0. 2 5 月	2. 9 9 月															
令和 5 年度以降	1. 4 9 5 月	1. 4 9 5 月	—	2. 9 9 月															
今後の方針																			

## 足立区長等の給料等に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照表（案）

改正前	改正後
<p>○足立区長等の給料等に関する条例 昭和31年10月12日条例第13号 足立区長、助役及び収入役の給料等に関する条例を公布する。 足立区長等の給料等に関する条例</p> <p>第1条～第3条【略】 (その他の給与)</p> <p>第4条 区長等に給料及び旅費のほか地域手当、通勤手当及び期末手当を支給する。</p> <p>2 前項の地域手当及び通勤手当の額は、足立区職員の給与に関する条例(昭和50年足立区条例第13号。以下「給与条例」という。)の適用を受ける職員の例による。</p> <p>3 第1項の期末手当の額は、次の各号に掲げる額の合計額に、<u>3月に支給する場合においては100分の25、6月及び12月に支給する場合においては100分の137</u>を乗じて得た額に、給与条例の適用を受ける職員の例による支給割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 基準日(給与条例第29条第1項に規定する基準日をいう。)における給料月額に地域手当の月額を加えた額</p> <p>(2) 前号の額に100分の20を乗じて得た額</p> <p>(3) 給料月額に100分の25を乗じて得た額</p> <p>附 則 【略】</p> <p>(別表) 【略】</p>	<p>○足立区長等の給料等に関する条例 昭和31年10月12日条例第13号 足立区長、助役及び収入役の給料等に関する条例を公布する。 足立区長等の給料等に関する条例</p> <p>第1条～第3条【略】 (その他の給与)</p> <p>第4条 区長等に給料及び旅費のほか地域手当、通勤手当及び期末手当を支給する。</p> <p>2 前項の地域手当及び通勤手当の額は、足立区職員の給与に関する条例(昭和50年足立区条例第13号。以下「給与条例」という。)の適用を受ける職員の例による。</p> <p>3 第1項の期末手当の額は、次の各号に掲げる額の合計額に、<u>100分の149.5</u>を乗じて得た額に、給与条例の適用を受ける職員の例による支給割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 基準日(給与条例第29条第1項に規定する基準日をいう。)における給料月額に地域手当の月額を加えた額</p> <p>(2) 前号の額に100分の20を乗じて得た額</p> <p>(3) 給料月額に100分の25を乗じて得た額</p> <p>附 則 【略】 <u>付 則 (令和4年12月●日条例第●号)</u> <u>この条例は、令和5年4月1日から施行する。</u></p> <p>(別表) 【略】</p>